

平成 3 1 年度出雲市重点施策の県知事要望について

- (1) 日 程 平成 3 0 年 7 月 3 1 日 (火) 1 4 : 0 0 ~
- (2) と こ ろ 県庁知事室ほか
- (3) 内 容 平成 3 1 年度の県の予算編成に際し、出雲市政推進上の重点施策に係る予算化等の実現を図るため、県知事への要望を行う。
- (4) 要望項目 4 7 項目、うち新規 4 項目
- (5) 要望書(案) 別紙のとおり

1. 安全・安心都市の創造

- (1) 島根原子力発電所に関する防災対策について (防災安全課)
- (2) 治山事業の推進について (森林政策課)
- (3) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について
(建設企画課、農林基盤課)
- (4) 河川の改修推進と適切な維持管理について (建設企画課、道路河川維持課)
- (5) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について (建設企画課)
- (6) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について (建設企画課)
- (7) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進並びに関連施設整備
及び地域整備について (建設企画課)
- (8) 海岸線 (海浜) の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について (建設企画課)
- (9) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について (防災安全課)
- (10) グリーンステップC谷の利活用について (建設企画課)
- (11) 信号機の新規設置数の確保について (交通政策課)

2. 産業・観光都市の創造

- (1) 農業農村整備事業の推進について (農林基盤課)
- (2) シカ等の被害対策の拡充について (森林政策課)
- (3) 出雲大社門前町の整備について (まちづくり推進課、建設企画課)
- (4) 企業誘致と人材確保への支援について (産業政策課)
- (5) 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について (農林基盤課)
- (6) 島根観光の魅力強化について (観光課)

3. 環境・文化都市の創造

- (1) 浜山公園施設の整備・拡充について（文化スポーツ課）
- (2) トキ分散飼育事業に対する支援について（農業振興課）
- (3) 2020東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致について
（文化スポーツ課）
- (4) 海岸部の観光資源化に向けた海岸漂着ごみ対策について（環境政策課）
- (5) 循環型社会形成推進交付金の予算確保等について
（環境施設課 次期可燃ごみ施設整備室）
- (6) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について（政策企画課）
- (7) 宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について
（文化スポーツ課）【新規】

4. 交流拠点都市の創造

- (1) 山陰道の整備促進について（建設企画課）
- (2) 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について（建設企画課）
- (3) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について（建設企画課）
- (4) 国道9号の交通安全施設の整備について（建設企画課）
- (5) 国道431号（東林木バイパス以東県道十六島直江停車場線間）
改良整備について（建設企画課）
- (6) 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び
地域内幹線道路の整備について（建設企画課）
- (7) 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について（建設企画課、産業政策課）
- (8) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について（交通政策課）
- (9) 国道9号（出雲バイパス）の4車線整備について（建設企画課）
- (10) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生の推進について
（政策企画課 文化国際室）
- (11) 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について（交通政策課）【新規】

5. 健康・福祉都市の創造

- (1) 「子育てするなら島根」をめざして（子ども政策課、保育幼稚園課、健康増進課）
- (2) 福祉・介護職場の人材確保について（福祉推進課・高齢者福祉課）
- (3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について（医療介護連携課）
- (4) がん検診等の体制整備にかかる支援について（健康増進課）
- (5) 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について（子ども政策課）【新規】
- (6) 幼児教育の無償化に伴う地方への財政措置等について（保育幼稚園課）【新規】

6. 人材育成都市の創造

- (1) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について（児童生徒支援課）
- (2) 特別支援教育の施策の充実について（児童生徒支援課）
- (3) 出雲科学館への理科教員の配置について（出雲科学館）
- (4) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について（学校教育課）
- (5) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について（市民活動支援課）
- (6) 女性相談事業への支援について（市民活動支援課）

【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道１８４号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良 整備促進期成同盟会
2	地域高規格道路「境港出雲道路」及び国道４３１号 の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路 整備促進期成同盟会

全 員 協 議 会 資 料

平成30年(2018)6月28日

総 合 政 策 部 政 策 企 画 課

要 望 書 (案)

平成30年(2018)7月31日

出 雲 市

目 次

1. 安全・安心都市の創造

(1) 島根原子力発電所に関する防災対策について	1
(2) 治山事業の推進について	3
(3) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について	4
(4) 河川の改修推進と適切な維持管理について	6
(5) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について	7
(6) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について	8
(7) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進並びに関連施設整備及び地域整備について	9
(8) 海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について	10
(9) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について	11
(10) グリーンステップC谷の利活用について	12
(11) 信号機の新規設置数の確保について	13

2. 産業・観光都市の創造

(1) 農業農村整備事業の推進について	14
(2) シカ等の被害対策の拡充について	16
(3) 出雲大社門前町の整備について	17
(4) 企業誘致と人材確保への支援について	18
(5) 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について	19
(6) 島根観光の魅力強化について	20

3. 環境・文化都市の創造

(1) 浜山公園施設の整備・拡充について	22
(2) トキ分散飼育事業に対する支援について	23
(3) 2020東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致について	24
(4) 海岸部の観光資源化に向けた海岸漂着ごみ対策について	25
(5) 循環型社会形成推進交付金の予算確保等について	26
(6) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進について	27
(7) 宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について	28

4. 交流拠点都市の創造

(1) 山陰道の整備促進について	29
(2) 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について	30
(3) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について	31
(4) 国道9号の交通安全施設の整備について	32
(5) 国道431号（東林木バイパス以東県道十六島直江停車場線間）改良整備について	33
(6) 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について	34
(7) 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について	37
(8) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について	38
(9) 国道9号（出雲バイパス）の4車線整備について	39
(10) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生の推進について	40
(11) 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について	41

5. 健康・福祉都市の創造

(1) 「子育てするなら島根」をめざして	42
(2) 福祉・介護職場の人材確保について	43
(3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について	44
(4) がん検診等の体制整備にかかる支援について	45
(5) 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について	46
(6) 幼児教育の無償化に伴う地方への財政措置等について	47

6. 人材育成都市の創造

(1) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について	48
(2) 特別支援教育の施策の充実について	49
(3) 出雲科学館への理科教員の配置について	50
(4) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について	51
(5) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について	52
(6) 女性相談事業への支援について	53

【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】	54
-----------------------------	----

1. 安全・安心都市の創造

(1) 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原発については、再稼働を進める旨を明記しています。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、認められていないままです。

国においては、原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備の動きも見えず、適合性審査終了後の再稼働に向けた手続き等も示されていません。本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べるができるようになりましたが、立地自治体並みの安全協定は締結できていません。

このような現状の中、日本原子力発電と東海村など6市村が協定を結んだ「東海村方式」では、周辺自治体の合意形成を図るための協議会を設置し、事前同意対象を立地自治体だけでなく、周辺自治体にも拡大しました。この「東海村方式」は、高く評価できるものであります。

また、原子力災害時に備えた広域避難計画における避難手段の確保および避難道路の整備等、原子力防災に関しては、まだ多くの課題が残されている現状です。

つきましては、島根原子力発電所に対する出雲市民の安心・安全を確保する観点から、下記のとおり要望いたします。

記

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう早急に仲介するとともに、日本原子力発電と東海村など6市村が結んだ「東海村方式」を参考とした新たな協定のあり方についても検討すること。

1. 安全・安心都市の創造

2. 適合性審査終了後のロードマップについて、国の考えを質すとともに、早急に県としての考え方を示し、関係自治体に対し協議すること。
3. 広域避難計画については、より実効性のある計画となるよう、国への働きかけなどを含め、県が積極的に進めること。
4. 島根県広域避難計画で定められている避難ルートへの主要な接続道路となる、主要地方道斐川一畑大社線を整備すること。
5. 周辺自治体における、原子力分野の専門知識や能力と経験を有する職員の育成を図るための施策を積極的に進めること。

(2) 治山事業の推進について

山地災害から市民の生命・財産を守るため、治山事業の積極的な推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

また、本年4月9日の島根県西部の地震により発生した佐田町上橋波地内での山腹崩壊につきましては、災害関連緊急治山事業として迅速にご対応いただき、厚くお礼申し上げます。引き続き当該事業の推進をよろしく願いいたします。

さて、近年は異常気象による局地的な豪雨などにより、予想外の災害が各地で発生し、犠牲者が出る大規模な災害も起こっています。

本市の森林地域においても、森林所有者の高齢化や松くい虫被害等により森林の荒廃が進み、山地災害の発生が危惧されています。

また、湊原地区などの保安林についても、海岸防災林造成事業を実施していただいておりますが、周辺の海岸林においても、引き続き整備が必要な状況にあります。

つきましては、市民生活の安全確保のため、治山事業継続箇所の着実な実施はもとより、森林機能の回復に向けた保安林への植栽など、森林整備も合わせた一層の事業推進を要望いたします。

記

1. 継続事業の推進

○復旧治山等

かみはしなみ
上橋波地区(佐田町)、なだひら
灘平地区(河下町)、
さだししよ
佐田支所地区(佐田町)

○海岸防災林造成事業

みなとばら
湊原地区(大社町)

2. 新規採択要望箇所

○治山事業

たく
多久地区(多久町)、からかわ
唐川地区(唐川町)外 計73箇所

1. 安全・安心都市の創造

(3) 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について

自然災害から市民の生命・財産を守る砂防事業等の取組を継続していただき、感謝申し上げます。

とりわけ、地すべり対策事業として、旭ヶ丘地区の指定、農地地すべり対策事業として、八幡地区の指定及び着手にご尽力いただき、感謝申し上げます。

つきましては、今後とも、下記の砂防事業等の取組につきまして、引き続き推進いただきますとともに、新規箇所の事業採択につきましては、特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

記

1. 砂防事業

【継続箇所】

ゆやだにがわ
湯屋谷川(東林木町)、

よりいだにがわ しょうぶがわ
寄居谷川(十六島町)、庄部川(坂浦町)、

すがたがわ にしのだにがわ
菅田川4(佐田町一窪田)、西の谷川(大社町鷺浦)、

そががわ いげだにがわ
素鷺川(大社町杵築東)、以下谷川(大社町鷺浦)

《休止中》

さがりだにがわ あしたにがわ たんぼりがわ
佐貫利谷川(乙立町)、芦谷川(乙立町)、丹堀川(国富町)

【新規採択要望箇所】

もんぜんだにがわ しみずだにがわ
門前谷川(東林木町)、清水谷川(佐田町一窪田)

2. 地すべり対策事業

【継続箇所】

^{おおだに}大谷地区(美野町)、^淀淀西地区(佐田町反辺)、^{みやま}深山地区(万田町)、

^{きたがき}北垣地区(小境町)、^{あさひ}旭 ^{おか}が丘地区(多久町)

3. 農地地すべり対策事業

【継続箇所】

出雲地区(旧出雲市・旧佐田町・旧多伎町・旧斐川町)

平田地区(ただし、^{ちごう}地合・^{かやはら}茅原・^{わだみなみ}和田南地区を除く旧平田市)

^{ちごう}地合地区(地合町)、^{かやはら}茅原地区(東福町・本庄町)、

^{わだみなみ}和田南地区(奥宇賀町)

^{やわた}八幡地区(佐田町)

4. 急傾斜地崩壊対策事業

【継続箇所】

^{さかうら}坂浦地区(坂浦町)、

^{ひのみさき}日御碕2地区(大社町日御碕)

1. 安全・安心都市の創造

(4) 河川の改修推進と適切な維持管理について

治水事業は、市民の生命と財産を守ることを目的とし、その重要性はいつの時代にも普遍であります。

本市においても、慢性的な浸水被害の解消による、安全で安心な防災都市の構築が求められています。引き続き、湯谷川、十間川などの河川事業の予算枠を確保・拡大いただき、継続事業の一日も早い完成をお願いいたします。

また、県におかれては、平成29年度に、「雲洲平田船川環境整備計画」を策定され、整備目標を示されたところであり、雲洲平田船川の更なる河川浄化と環境整備の推進をお願いいたします。

さらに、堀川水系各河川の護岸は、老朽化が進み、傾きや崩壊している箇所が点在し、色々な問題が生じていますので、計画的な対策工事の推進をお願いいたします。

一方、県管理河川の維持管理につきましては、現在、その経費の1/2を市が負担し、かつ、業務の一部も県からの委託を受け市が行っており、大きな負担になっています。

県管理河川につきましては、県の責任において主体的に適切な維持管理を実施していただきますよう要望いたします。

記

1. 湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業の推進

2. 雲洲平田船川の河川浄化と環境整備の推進

3. 堀川水系各河川の計画的な護岸対策工事の推進

4. 県管理河川について県による主体的な維持管理の実施

(5) 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について

斐伊川本川の堤防改修につきましては、出西地区の堤防整備及び船津地区の^{しんでんがわせわりてい}新田川背割堤の整備を推進していただいております。感謝申し上げます。引き続き、斐伊川本川の堤防改修の整備促進について国に対し特段の働きかけを要望いたします。

また、斐伊川右岸堤防と兼用する一般県道^{きすきなおえていしやじょうせん}木次直江停車場線につきましては、国の堤防改修にあわせ、拡幅改良が行われており、今後とも着実に事業を進めていただきますよう要望いたします。

一方、宍道湖西岸堤防につきましては、年々地盤沈下が進み、斐伊川水系河川整備計画に定める湖岸堤整備の基準高を下回る区間が多く発生している状況です。国は、平成27年度に試験的に堤防の嵩上げを行われ、その後、経過観察がなされ、平成30年度から本格的な堤防嵩上げ工事に着手されると伺っております。

引き続き、国に対し、事業の促進を働きかけていただきますとともに、平成26年度から着手された五右衛門川河口部の「通称^{じっけんがわ}十四間川左岸堤防」の補強工事についても引き続き進捗していただきますよう要望いたします。

記

1. 斐伊川本川堤防の早期整備及び強化対策工事の早期完成と一般

^{きすきなおえていしやじょうせん}
県道木次直江停車場線の拡幅改良

2. 宍道湖西岸堤防の漏水対策及び沈下対策の早期実施

1. 安全・安心都市の創造

(6) 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について

神戸川につきましては、斐伊川・神戸川治水事業により、下流部の放水路区間及び上流部の志津見^{しづみ}ダムでは、150年確率降雨に対応する整備が完了いたしました。

一方、志津見^{しづみ}ダムから放水路までの約35km区間については、県において管理され、うち馬木大井堰^{まきおおいぜき}から5.5kmの区間は、50年確率降雨に対応する河川整備計画が策定されております。

神戸川は、平成18年8月、斐伊川水系に統合され一級河川に指定されました。その際、本来であれば、全川を国が直轄管理されるべきと考えますが、中流部の区間については、国から県知事に管理が委任され、管理者が混在している状況になっております。

本市としては、中流部の早期河川改修により洪水の安全な流下と河川の維持、保全が図られるためには、ダムから河口までが一元的に管理されるべきものであると考えております。

つきましては、流域住民の不安を解消するためにも、県管理である志津見^{しづみ}ダムから放水路区間を、国直轄管理に変更していただきますよう要望いたします。

記

1. 神戸川中流部の県管理区間（志津見^{しづみ}ダムから放水路）の国直轄管理への変更

(7) 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進並びに関連施設整備及び地域整備について

斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川、
赤川、午頭川、塩冶赤川の4河川の具体的な改修計画を策定のうえ、
重点的な予算投資により積極的に事業の進捗を図っていただいている
ところです。

特に、塩冶赤川については、JR橋梁を重点整備区間に取り込んでいただきました。また、平成28年度からJR橋梁上流部についても事業推進を図っていただいておりますことに感謝申し上げます。

今後とも、着実に事業を推進していただき、改修計画区間が早期に完成しますよう要望いたします。

また、放水路事業の実施に伴う関連施設及び周辺地域整備については、現在、実施中のものや、これから計画するジョギングコース等もあります。

つきましては、引き続き、計画の策定及び実施に対し、協力と支援をいただきますようお願いいたします。

一方、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答しましたとおり、大橋川の早期改修をはじめとする付帯意見については、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の改修事業の推進及び早期完了
2. 斐伊川放水路事業周辺地域整備事業について、確実に実施するための継続した支援
3. 斐伊川放水路の高水敷利活用について、ジョギングコース等の計画策定の協力と支援

1. 安全・安心都市の創造

(8) 海岸線(海浜)の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について

島根県の海岸のほとんどは岩礁地帯ですが、本市の大社町から多伎町にかけては、「国引き神話」の綱としても登場する大規模な砂浜海岸が形成され、美しい景観を創出しています。

しかし、外園^{そとぞの}海岸、湊原^{みなとばら}海岸については、汀線^{ていせん}の後退により、民家、農地、道路等が海岸侵食の危険にさらされるおそれがありますので、平成27年度に策定された「^{その}菌^{ながはま}の長浜」土砂管理計画に基づき、地元住民の意向等も踏まえながら、土砂対策を計画的に推進していただきますよう要望いたします。

また、大社漁港海岸、岐久^{きく}海岸では、海岸に溜まった砂により飛砂の被害が発生していますので、飛砂防止施設の維持管理を徹底していただくとともに、西浜^{にしはま}海岸や田儀^{たぎ}海岸では侵食により海岸保全施設が破損していますので、保全・復元していただきますよう要望いたします。

記

1. 土砂対策の計画的推進について

2. 海岸保全施設の整備について

(9) 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による度重なるミサイル発射実験や地下核実験等の軍事的挑発、諸外国との尖閣諸島・南シナ海を巡る諸問題等により、極めて不透明・不確実な状況であります。

このような状況の中、平成30年度、国においては、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の見直しが予定されており、陸上自衛隊出雲駐屯地についても、西部日本海域・山陰沿岸の国土防衛の拠点として、安全・安心の確保に大きな役割を果たされていると考えております。

一方、災害支援の面では、本年4月の島根県西部の地震での給水活動や、一昨年の熊本地震においては、陸上自衛隊出雲駐屯地からも多くの隊員が出動され、当駐屯地への信頼と期待は大きく高まっています。

ゲリラ豪雨や震災など、予測困難な災害が多く発生する中、東西に広がる県土・国土の防衛・防災の要として、また、島根原子力発電所が立地する島根県においては、特殊災害が発生した際の対応も含め、陸上自衛隊出雲駐屯地の果たす役割は、ますます重要となっており、その増強は、住民にとって悲願となっています。

島根県におかれましては、県内唯一の駐屯地である陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備の拡充について、関係団体と連携し、要望活動等の取り組みを強化していただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備拡充にかかる要望活動を実施すること。**
- 2. 陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・設備拡充は、災害対応を含めて県民の安心・安全に寄与するため、全県的な連合組織を創設し、県が中心となって、県民の総意として要望活動に取り組むこと。**

1. 安全・安心都市の創造

(10) グリーンステップ C 谷の利活用について

グリーンステップのC谷につきましては、引き続き、県事業での残土処分用地として利用されているところです。

グリーンステップは、斐伊川放水路事業を促進していくうえで、重要な役割を担い、周辺の住民の皆様の格別なるご理解とご協力により実現したものであります。

周辺の住民は、グリーンステップが、将来の地域発展や定住促進につながるような利活用を求めています。

したがって、これまでの経過や、ご協力いただいた周辺地域の思いをお汲みいただいた利活用となるよう、県におかれては、主体的に検討されますよう要望いたします。

記

1. グリーンステップ C 谷の利活用についての検討

(11) 信号機の新規設置数の確保について

県内の交通死亡事故の特徴として、交差点での交通事故の発生割合が高い状況にあります。特に本市の交差点での交通事故の発生割合は、県内平均を上回り、平成29年は前年よりも増加し約4割を超えています。

平成29年1月には、益田市で登校中の児童及び見守り活動中のボランティアの方が、信号機のない横断歩道を横断中に車両に衝突され、死傷するという交通事故が発生しており、本市でも通学路の安全確保を求める声は多く、信号機の設置の要望が多数寄せられています。

平成29年度には29箇所の信号機設置の要望がありましたが、採択は0件と厳しい状況であり、新設道路や道路改良に伴う設置のみにとどまっています。

また、県内の信号機の設置状況は、平成22年度の26基に対し、平成24年度から平成28年度までの平均は6基であり、本市では、平成22年度の9基に対し、平成24年から平成28年度の平均は2基と減少しています。また、総務省の統計資料によれば、道路実延長1千Km当たりの本県の信号機設置数は、全国第45位と、道路整備の状況や交通密度の違いもありますが、極めて低い水準と言えます。

つきましては、市民の交通安全を願う切なる要望に応え、交通事故の防止を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

1. 通学路等における安全確保のため、地域住民及び各小・中学校による信号機の設置要望の実現に向けて整備事業予算を十分に確保すること。

